

「支部だより ～霧島市との空き家対策協定締結～」

霧島支部長 重野巨樹

霧島支部では、霧島市と空家等対策に関する協定を令和元年12月18日より締結している。空家等の問題は多岐にわたるため、行政と様々な専門家団体が連携しながら専門知識を生かした支援や相談を行っていく体制づくりをし、情報共有をしていく必要がある。他県会では、いくつかの例がみられるが、鹿児島県では例がないと思われ、本件霧島市との協定がモデルケースとなるのではないだろうか。以下、詳細をご紹介する。

主な取組内容は、大きく2つの柱がある。空家所有者等の特定調査と空家所有者等に対する相談環境の整備である。

霧島市が協定締結をした専門団体は、次のとおりである。

鹿児島県司法書士会霧島支部（権利関係）

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会始良伊佐支部（不動産取引関係）

公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（不動産取引関係）

一般社団法人鹿児島県建築協会始良・伊佐支部（建築関係）

協定締結日に向けて、事前に霧島市建築指導課担当者と霧島支部執行部とで打ち合わせを重ね、協定案を作成した。

令和元年12月18日に霧島市役所3階庁議室にて、各団体代表者及び霧島市長ご出席のもと、協定締結式が行われた。報道関係者も出席し、質疑応答などが行われた。この模様は令和元年12月27日付南日本新聞に記事として掲載された。

その後、前述の取組内容のうち、空家所有者等の特定調査について令和2年3月16日付で事務処理要領の作成がなされた。作成にあたっては協定と同様に霧島市担当者と執行部とで打ち合わせを重ねている。もう一方の空家所有者等に対する相談環境の整備については、新型コロナウイルスの影響もあり、事務処理要領の作成には至っていない。

現在、本件協定に基づいた正式な依頼は霧島市より来ていない状況である。しかし、依頼予定の案件は控えているとの事である。本件のような自治体との協定締結は、まだ資料も少なく手探り状態であるのが正直なところである。今後、他にも協定を締結する自治体が増加するものと予想される。霧島支部は、その先頭を切って事業に取り組んでいきたい。

